

第7章

景観重要公共施設に関する事項



県立ぐんま昆虫の森

7 景観重要公共施設に関する事項

7-1 景観重要公共施設の指定の方針

道路や河川、公園などの公共施設は当市の景観の骨格を成す大きな要素であり、また地域の象徴となるものです。このような公共施設のうち、当市の良好な景観の形成に特に重要な役割を果たすもの、地域の景観形成に先導的な役割を果たすものについては、景観重要公共施設に指定し、その整備や利活用に関する方針を定めます。なお、指定にあたっては当該施設の管理者である国や県等と協議し、同意を得た上で指定します。

○景観重要公共施設の指定基準

次のいずれかに該当すること。

- ・本計画の第3章「良好な景観の形成に関する方針」に示す“桐生らしい景観”の一部を構成する公共施設。
- ・地域の景観形成において先導的な役割を果たす上で重要な公共施設。

7-2 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

景観重要公共施設の整備にあたっては、当該施設の計画・築造・維持管理の各段階での配慮が必要となります。

計画から築造の段階では、第3章「良好な景観の形成に関する方針」及び第4章「行為の制限に関する事項」に適合するよう形態・意匠・色彩・緑化等に配慮し、整備します。

維持管理の段階では、補修や改修の際に景観阻害要素の除却または改善を行い、より良い景観の形成に努めます。

7-3 占用許可に関する基本的な考え方

占用許可にあたっては、第3章「良好な景観の形成に関する方針」及び第4章「行為の制限に関する事項」に適合するよう配慮するほか、次のとおり配慮事項を定めます。

○占用物件に関する配慮事項

- ・道路等の公共空間に設置される標識・案内板等については、周辺のまち並みと調和するものとする。また、特定の範囲の区域(自治体、地域、公共施設の区域等)でデザインが統一的なものとなるよう努める。
- ・その他の道路施設と調和した色彩とするとともに、植栽などによる修景や目立たない位置への設置を行う。
- ・配置は眺望や景観の連続性に配慮し、数量・規模・設置箇所数は必要最小限とする。
- ・色彩・材料は周辺景観と調和し、経年変化を考慮したものとする。